

## 兵庫県公立大学法人教職員懲戒規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第25号。以下「就業規程」という。)第41条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する教職員(就業規程第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下「教職員」という。)の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「教員」とは、就業規程第2条に定める教員をいう。

2 この規程において、「学部長等」とは、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号)第10条から第13条まで、第14条第1項、第25条、第26条、第27条で定める組織の長をいう。

### (懲戒処分)

第3条 教職員に対し、戒告、減給、停職又は懲戒解雇の処分(以下「懲戒処分」という。)をするには、その教職員が就業規程に定める懲戒の事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 懲戒処分は、その理由を記載した書面を当該教職員に交付して行わなければならない。

3 懲戒処分は、理事会の議決に基づき理事長が行う。

4 懲戒処分の効力は、第2項の書面を教職員に交付したときに発生する。

5 第2項の書面の交付を行う際に、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、同条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

### (懲戒処分量定)

第4条 懲戒処分量定を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意して、別表に掲げる懲戒処分標準例を参考とするほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に判断して決定するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の度合の程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、懲戒処分標準例に掲げる処分量定より重いものとすることがある。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
  - (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
  - (3) 非違行為の法人内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
  - (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
  - (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、懲戒処分標準例に掲げる処分量定より軽いものとするところがある。
- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
  - (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

#### (教員の懲戒)

第5条 教員の懲戒処分は、第3条に定める手続のほか、次条から第12条までに規定するところによる。

#### (懲戒処分の検討)

第6条 学部長等は、所属の教員に就業規程第39条第1項各号に掲げる懲戒事由(以下「懲戒事由」という。)に該当するおそれのある事案が発生した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、学長を経由するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告等により把握した懲戒事由に該当するおそれのある事案(学部長等に係る事案を含む。)について、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、次条第1項に規定する審査委員会を置くものとする。

#### (審査委員会)

第7条 理事長は、懲戒処分の種類及び程度その他処分に必要な事項の審査、審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査、審査を受ける者に対する陳述機会の付与等を行うため、懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。
- 3 審査委員会が必要であると認めるときは、審査を受ける者又は参考人その他必要と認める者の出頭を求め、その意見を徴することができる。

#### (審査説明書の交付)

第8条 審査委員会は、第7条第1項の審査の結果、懲戒処分を行うことが適当であると認めたときは、その者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した説明書(以下、「審査説明書」という。)を交付しなければならない。

- (1) 審査を受ける者の氏名、住所、所属組織、職名及び補職名

- (2) 懲戒処分の種類及び程度
  - (3) 根拠
  - (4) 懲戒処分の理由
  - (5) 審査説明書の交付年月日
  - (6) 審査委員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及び請求期間
- 2 懲戒処分の種類を懲戒解雇とする審査説明書を交付する場合には、審査委員会  
は、当該審査説明書を交付することについてあらかじめ学長の同意を得るものとする。
- 3 第1項に規定する審査説明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

#### (陳述の請求手続)

- 第9条 審査を受ける者が前条に規定する審査説明書の交付を受け、陳述の機会を請求するときは、その者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に審査委員会に対し、その旨を記載した請求書（以下「陳述請求書」という。）を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。
- 3 第1項に規定する陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 請求者の氏名、住所、所属組織、職名及び補職名
  - (2) 陳述請求の理由
  - (3) 陳述の方法
- 4 第1項に規定する陳述請求書の様式は様式第2号のとおりとする。
- 5 陳述請求書に記載した事項を変更しようとするときは、請求者は遅滞なくその旨を審査委員会に書面で届け出なければならない。
- 6 審査を受ける者が第1項の期間内に陳述請求書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

#### (陳述請求の取下げ)

- 第10条 請求者は、その者の陳述請求に係る審査委員会の審査が終了するまでの間は、いつでも陳述請求を取り下げることができる。
- 2 前項に規定する陳述請求の取下げは、書面をもって審査委員会に申し出なければならない。

#### (陳述)

- 第11条 審査委員会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、必要と認められる事項を次項に定める口頭陳述の日又は陳述書提出期日の5日前までに請求者に書面で通知するものとする。
- 2 請求者は、審査委員会から口頭陳述の通知を受けたときは、指定された日時及び場所において陳述し、書面陳述の通知を受けたときは、指定された期日までに陳述書を審査委員

会に提出しなければならない。

- 3 請求者が病気その他やむを得ない理由で指定された期日に口頭陳述ができないとき又は陳述書を提出できないときは、その日時の変更を書面をもって請求することができる。
- 4 審査委員会は、前項の規定による請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。
- 5 陳述書その他の資料の補充、訂正又は変更は、書面によらなければならない。
- 6 請求者が正当な理由がなく指定された期日に口頭陳述をしなかったとき又は陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

#### (理事長への報告)

- 第 12 条 審査委員会は、第 7 条から前条までに規定する審査、調査、陳述の結果等について、書面により理事長に報告するものとする。
- 2 前項の場合において、懲戒解雇を相当とする報告は、学長の同意がなければ行うことができない。
  - 3 前項の規定による学長の同意は、教員の解雇に係る学長の申出とみなす。

#### (減給の方法等)

第 13 条 減給の方法及び期間の計算については、別に定める。

#### (補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (令和 6 年 12 月 27 日改正)

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

懲戒処分標準例					
事由		免職	停職	減給	戒告
1 — 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言、その他の言動			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 秘密漏えい				
	ア-1 故意の秘密漏えい	●	●		
	ア-2 ア-1で自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(8) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
	(9) 入札談合等に関与する行為	●			
	(10) 収賄	●			
	(11) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(12) 公文書の不適正な取扱い				
	ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄	●	●		
	イ 決裁文書の改ざん	●	●		
	ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●
	(13) セクシュアル・ハラスメント				
	ア-1 暴行・脅迫を用いたわいせつ行為	●	●		
	ア-2 上司・部下、教員・学生等の関係を用いたわいせつ行為	●	●		
イ-1 相手の意に反して繰り返したわいせつな言辞等の性的な言動		●	●		
イ-2 イ-1で相手が強度の心的ストレス重積による精神疾患に罹患	●	●			
ウ 相手の意に反したわいせつな言辞等の性的な言動			●	●	

懲戒処分標準例						
事由		免職	停職	減給	戒告	
1 一 般 服 務 関 係	(14) パワー・ハラスメント					
	ア	著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
	イ	指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
	ウ	強度の心的ストレス重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	
	(15) アカデミック・ハラスメント					
	ア	教員と学生又は研究指導者と研究指導を受ける者の関係における優位な立場や権限を濫用することにより、暴言、相手方の研究能力・学習能力若しくはその人格を否定するような内容の言動や電話、手紙・電子メールの送付等			●	●
	イ	アの場合において繰り返し行った		●	●	
	ウ	イの場合において相手方に強度の心的ストレスを与え、精神疾患等を発症させた	●	●		
	(16) その他（妊娠・出産・育児・介護等に関する）ハラスメント					
	ア	著しい身体的又は精神的な苦痛を与えたもの		●	●	●
	イ	指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
	ウ	強度の心的ストレスの重積による精神疾患を罹患させたもの	●	●	●	
	(17) 研究活動に係る不正行為					
		捏造、改ざん、盗用、これらの行為の証拠隠滅又は調査の妨害	●	●	●	●
	(18) 公的研究費等の不正使用等					
		虚偽の請求による公的研究費等の支出、その他の不正な手段による公的研究費等の支出	●	●	●	●
	(19) 教職員倫理違反					
	ア	利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与を受ける、供応接待を受ける等の行為	●	●	●	●
	イ	利害関係者以外の者等から供応接待を繰り返し受ける等の行為			●	●
	(20) 事務処理の不適正					
	その職務に関して法令及び法人の規程に違反するなど不適正な事務処理を行うことにより業務の運営に重大な支障を生じさせ、関係者に重大な損害を与えた		●	●	●	

懲戒処分標準例						
事由		免職	停職	減給	戒告	
2 児童生徒性暴力関係 (附属中高)	(1) わいせつ行為等					
	ア	児童生徒等又は18歳未満の者に対するわいせつ行為	●			
	イ	児童生徒等に対する身体的接触	●	●	●	
	ウ	児童生徒等に対するわいせつな言辞等の性的な言動			●	●
	(2) 16歳未満の者に対する面会要求等					
		16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求等	●			
	(3) 児童買春・児童ポルノに係る行為					
		児童生徒等に対する児童買春の周旋、児童買春の勧誘、児童ポルノの所持、提供等又は児童買春等の目的による人身売買等	●			
	(4) 性的な姿態を撮影する行為等					
		児童生徒等に対する性的姿態等の撮影、性的影像記録の提供等、性的影像記録の保管、性的姿態等の影像の送信又は性的姿態等の影像の記録	●			
3 生徒関係 (附属中高)	(1) 体罰					
	ア	生徒に傷害を負わせた体罰	●	●	●	
	イ	生徒に精神的影響を生じさせた体罰	●	●	●	
	ウ	常習的な体罰、体罰の隠ぺい、又は特別な支援を要する生徒に対する体罰		●	●	
	エ	その他の体罰			●	●
	(2) いじめの防止等					
	ア	生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害を生じさせ、又は生徒に相当期間学校を欠席することを余儀なくさせたいじめに関して、当該いじめを助長		●	●	
	イ	アのいじめに関して、当該いじめの防止等における明らかな不作為			●	●
	ウ	アのいじめに関して、当該いじめの発生当時の校長			●	●
	4 公金・公の財産取扱関係	(1) 横領				
			●			
(2) 窃取						
			●			
(3) 詐取						
			●			
(4) 紛失						
					●	
(5) 盗難						
					●	
(6) 公物損壊						
			●	●		
(7) 失火						
				●		
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給						
			●	●		
(9) 公金・公の財産の処理不適正						
			●	●		
(10) コンピュータの不適正使用						
			●	●		

懲戒処分標準例					
事由		免職	停職	減給	戒告
5 公務外 非行 関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
	イ 常習賭博		●		
(10) 麻薬等の所持等	●				
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●	
(12) 淫行	●	●			
(13) 痴漢行為		●	●		
(14) 盗撮行為		●	●		
(15) ストーカー行為		●	●		
6 飲酒 交通 運 法 規 ・ 違 交 通 事 故 ・	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●			
	イ 酒気帯び	●	●	●	
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●
	※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定				
	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
	イ 傷害			●	●
	措置義務違反あり		●	●	
著しい速度超過や妨害（あおり）運転等悪質な交通法規違反		●	●	●	
物損・措置義務違反あり		●	●		
7 監督 責任	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

(注) 表に記載のない事由にあっても懲戒事由に当たる場合は、記載の類似事由に準じて処分を行う場合がある。

県派遣職員は、県職員としての身分に科せられる身分上の義務（信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限）の適用を受ける。